

食品安全委員会第 504 回会合議事録

1. 日時 平成 26 年 2 月 24 日（月） 14：00～15：55

2. 場所 大会議室

3. 議事

（1）BSE 対策に関する調査結果等について

（厚生労働省及び農林水産省からの報告）

（2）食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・動物用医薬品 2 品目（諮問）

〔1〕プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膣内挿入剤（プリッド テイゾー）の再審査

〔2〕鶏コクシジウム感染症（アセルブリナ・テネラ・マキシマ・ミチス）混合生ワクチン（パラコックスー 5）の再審査

（農林水産省からの説明）

・遺伝子組換え食品等 2 品目

〔1〕アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ（SPS-00E12-8）

〔2〕低リグニンアルファルファ KK179 系統

（厚生労働省及び農林水産省からの説明）

・動物用医薬品 1 品目（評価要請の取下げ）

トビシリンを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤（水産用フジペニン 40、水産用フジペニン 20、水産用フジペニン P）

（農林水産省からの説明）

（3）農薬専門調査会における審議結果について

・「キザロホップエチル及びキザロホップ P テフリル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「プロピコナゾール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「ベンジルアデニン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「マラチオン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（4）食品安全関係情報（1 月 25 日～2 月 6 日収集分）について

（5）その他

4. 出席者

(委員)

熊谷委員長、佐藤委員、山添委員、三森委員、石井委員、上安平委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 梅田監視安全課課長補佐

厚生労働省 長谷部基準審査課長

農林水産省 藁田畜水産安全管理課長

(事務局)

姫田事務局長、本郷事務局次長、山本総務課長、磯部評価第一課長、

植木情報・勧告広報課長、山本評価第二課長、前田上席評価調整官、

池田評価情報分析官、野口リスクコミュニケーション官

5. 配布資料

資料 1－1 BSE 対策に関する調査結果（平成 25 年 9 月末現在）

資料 1－2 BSE 関係飼料規制の実効性の確保（24 年度）

資料 2－1 食品健康影響評価について

資料 2－2 「プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膈内挿入剤（プリッド テイゾー）の再審査」及び「ニワトリコクシジウム感染症（アセルブリナ・テネラ・マキシマ・ミチス）混合生ワクチン（パラコックス－5）の再審査」の食品安全基本法第 24 条の規定に基づく食品健康影響評価について

資料 2－3 アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ（SPS-00E12-8）（食品）に係る食品健康影響評価について

資料 2－4 低リグニンアルファルファ KK179 系統（食品）に係る食品健康影響評価について

資料 2－5 アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ（SPS-00E12-8）（飼料）に係る食品健康影響評価について

資料 2－6 低リグニンアルファルファ KK179 系統（飼料）に係る食品健康影響評価について

資料 2－7 食品健康影響評価の取下げについて〈農林水産大臣からの通知〉

資料 3－1 農薬専門調査会における審議結果について〈キザロホップエチル及びキザロホップ P テフリル〉

資料 3－2 農薬専門調査会における審議結果について〈プロピコナゾール〉

資料 3－3 農薬専門調査会における審議結果について〈ベンジルアデニン〉

資料 3－4 農薬専門調査会における審議結果について〈マラチオン〉

資料 4－1 食品安全関係情報（1 月 25 日～2 月 6 日収集分）について

資料 4－2 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

6. 議事内容

○熊谷委員長 ただ今から「第 504 回食品安全委員会会合」を開催します。

本日は 7 名の委員が出席です。また、厚生労働省から梅田監視安全課課長補佐、長谷部基準審査課長、農林水産省から藁田畜産安全管理課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます食品安全委員会議事次第に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○山本総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は 15 点ございます。資料 1－1 が「BSE 対策に関する調査結果（平成 25 年 9 月末現在）」、資料 1－2 が「BSE 関係飼料規制の実効性の確保（24 年度）」、資料 2－1 が「食品健康影響評価について」、その関連資料として資料 2－2 から資料 2－7、資料 3－1 から資料 3－4 が「農薬専門調査会における審議結果について」、資料 4－1 が「食品安全関係情報（1 月 25 日～2 月 6 日収集分）について」、その関連資料として資料 4－2 でございます。不足の資料等はございませんでしょうか。

○熊谷委員長 続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○山本総務課長 事務局において平成 26 年 1 月 7 日の委員会資料 1 の確認書を確認しましたところ、本日の議事について同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○熊谷委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

（1）BSE 対策に関する調査結果等について

○熊谷委員長 それでは、議事に入ります。

「BSE 対策に関する調査結果等について」です。

厚生労働省から BSE 対策に関する調査結果について、それから、農林水産省から BSE 関係飼料規制の実効性の確保について、定例の報告があるということです。

それでは、まず、厚生労働省の梅田監視安全課課長補佐から報告をお願いいたします。

○梅田監視安全課課長補佐 厚生労働省食品安全部監視安全課の梅田でございます。それでは、私の方から BSE 対策に関する調査結果ということで、平成 25 年 9 月末現在の実態について御報告させていただきます。お手元の資料 1－1 をごらんください。

1 番のところに調査の趣旨ということで書いてございますけれども、屠畜場における SRM 除去に

つきましては、食品安全委員会が平成 17 年 5 月に取りまとめました「BSE 国内対策の見直しに関する食品健康影響評価の結果」におきまして、SRM 管理に関する施策の遵守状況等、適切な SRM 汚染防止方法の実施状況を確認するため、屠畜場における実態調査を定期的実施することがリスク回避に有効であるという御指摘をいただいております、これを踏まえまして SRM 管理に関する法令及び関係通知の遵守状況を確認するために、屠畜場における SRM 管理の実態調査を定期的に行うこととしております、その結果につきましてはこれまでも委員会に報告させていただいてきたところでございます。

その後、資料にございますように、平成 24 年 10 月及び平成 25 年 5 月に食品安全委員会の方でお取りまとめになられました「牛海綿状脳症(BSE) 対策の見直しに係る食品健康影響評価」を踏まえまして、関係省令を私どもの方で改正しております。これまでの全月齢の頭部、脊髄及び回腸遠位部から 30 か月齢以下の頭部及び脊髄を除外いたしまして、また、BSE 検査対象月齢を 21 か月齢以上から 30 か月齢を超える牛に引き上げまして、さらに同年 7 月に 48 か月齢を超える牛に引き上げたところでございます。このため、特定部位の除去対象月齢や検査対象月齢による分別管理について、ガイドラインで具体的な方法を示させていただいているところでございます。

なお、これまで例年、4 月に調査依頼をいたしまして、前年度末の実施状況を取りまとめておりましたけれども、前述のとおり、SRM の対象月齢が昨年 4 月に 30 か月齢を超える牛に変更されまして、また、7 月には 48 か月齢を超える牛に変更されたということもございまして、9 月末現在の実態について調査を実施したところでございます。

それでは、調査の結果について御報告させていただきたいと思います。

まず、1 番にございますように調査対象施設は、牛の屠殺を行っている施設が 144 施設、それから、綿羊またはヤギの屠殺を行っている施設が 62 施設でございます。なお、綿羊またはヤギだけを屠殺している施設は 5 施設ということでございます。

次の項目 2 のスタンニング方法、それから、3 の不動化の方法につきましては、従来から報告させていただいております内容でございますけれども、ほとんどの施設におきましてスタンガンを用いたスタンニングを行っているということでございます。一部、ハンマーを使用しているところもありますけれども、神経組織を飛散させるおそれがあります、(3) 番にありますような圧縮空気またはガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いた施設というものは無いということでございます。それから、3 の不動化につきましては当初、この調査については中枢神経を破壊いたしますピッシングをしないよう指導してきた中で、それにかわる方法として調査を行ってきたところでございますけれども、ピッシングにつきましては平成 21 年 3 月末には全ての屠畜場において使用が中止されまして、同年 4 月には屠畜場施行規則で禁止してございます。これを見ますと、不動化をしない屠畜場が主流となっているということでございます。

それから、4 番目の月齢による分別管理でございますけれども、まず、(1) 番目の分別管理を行っている月齢でございますけれども、48 か月齢と 30 か月齢で 3 区分に分別管理しているというのが 73 施設、それから、48 か月齢のみ区分をしているということで、これは 30 か月齢では分別管理しないということで、全ての頭部、それから、脊髄を特定部位として取り扱っているというこ

とになりますけれども、そういった施設が 71 施設あるということで、合わせまして 144 施設になります。

それから、(2) 番目の分別管理の方法でございますが、曜日等、日にちによって分けて分別管理している施設、あるいは時間によって分別管理をしているという施設、それから、③番にいきまして、屠室等、場所によって分別管理しているということで、場所を変えながら管理をしているということでございますが、これはゼロでございますけれども、それから、④番目に①から③で分別せずに、タグ等により識別して分別管理しているというのが 87 施設ということで、多くの施設がこういった管理をされているということであります。⑤番目にありますその他というのは 30 施設でございますけれども、具体的にはその半数以上の施設がタグを用いた分別管理を実施しているということでありまして、それと、そのほか、①から③の組み合わせで分別管理を行っておりまして、あるいは屠畜頭数がそもそも 1 日 1 頭以下であったり、屠畜する対象の牛が 30 か月齢以下しか来ない、あるいは 48 か月齢を超える牛のみしか搬入しないということで、分別管理を行っているという施設でございます。

それから、5 番目でございますけれども、背割りによる脊髓片の飛散防止についてということで、この項目自体はこれまでと同様の項目でございますけれども、基本事項として飛散防止のために厚生労働省の私どもの方から、その手順を示させていただいておりますけれども、それに従いまして飛散防止策を行っているというのが①から⑥の各項目でございますけれども、139 施設が基本事項にのっとって行っていると、また、追加的な措置として(2)にございますような措置を講じているということでございます。

なお、(3)で背割りを行っていない施設が 4 施設あるということでございますけれども、その具体的な解体方法でございますけれども、スタンニングを行って放血をして、頭部を切り離してつり下げたり、あるいは台に乗せて処理をしたりするといったところもありますけれども、剥皮をして解体、臓器を取り出して検査を行うということで、肉についてはその後、作業者が背割りしない状態から肉をそぎ取ると、そういうような処理の仕方をしているということでございまして、これも 1 日 1 頭ないし 2 頭の少数の処理をする屠畜場で行われているというような状況でございます。逆に言いますと、それぐらいの頭数だから丁寧にやるといいますか、そのような処理が可能ということでもあります。

それから、6 番にまいりまして舌扁桃の除去ということでございますけれども、多くの施設においては(2)にございますように、最後位の有郭乳頭から舌根部にかけて、舌表面に舌扁桃が存在しているということです、それを除去した取り方を行っているということでございます。それから、その他とありますのは、(2)で最後位有郭乳頭というのを一つの切り口といいますか、それを起点に刀を入れるわけですがけれども、その他の施設ではそれよりもっと安全性を見越して手前のところで、先端側のところで切り取るという方法で実施されているということでございます。

それから、7 番の 30 か月齢以下の牛の頭部の使用でございますけれども、これはもともと年齢を問わず、月齢を問わず、舌及び頬肉は除くとされておりますけれども、30 か月齢以下の牛の頭部ということで、こめかみ肉であったり、あるいは唇、こういったものの使用ができるようになって

たということでございますけれども、その処理方法でございますが、（１）のところでございますように、①から④にあるように 30 か月齢以下の牛の頭部を使用して、作業場所により分別しているといったようなところもございますが、時間により分別したりしているというところでございます。③のその他の方法で分別というのはタグによる識別であったり、屠畜の順番を変えて行うというようなことがなされているということでございます。④は 30 か月齢以下の牛の頭部を今のところ、使用していないというところでございます。

それから、８番の特定部位の専用容器での保管及び屠畜検査員による確認につきましては、全ての施設において専用容器に保管し、屠畜検査員の確認を受けて焼却しているという状況でございます。

それから、項目 9 でございますが、牛の特定部位の焼却について、これは従前から御報告させていただいているところでございますけれども、全ての施設におきまして重複を含む数となっておりますけれども、（１）から（５）の方法により焼却を実施しているということでございます。

次のページにいただきましたまして、10 番の特定部位の焼却の確認、これも従前の報告の項目でございますけれども、全ての施設におきまして特定部位が確実に焼却されることを確認して、記録を保管しているということになっています。

項目 11、それから、12 につきまして、これも従前と同じ項目でございますけれども、綿羊、ヤギにつきましては、SRM の取り扱いについて（１）から（５）に書いておりますような方法により取り扱われているということ、それから、項目 12 につきましては、全ての施設で SRM に係る SSOP（標準手順作業書）は作成済みというふうになっておりまして、また、SSOP に定められた頻度で点検を実施いたしまして、その記録も保管されているという状況でございます。

以上でございます。

○熊谷委員長 続きまして、農林水産省の藁田畜水産安全管理課長から報告をお願いします。

○藁田畜水産安全管理課長 それでは、資料 1－2 に基づきまして BSE 関係飼料規制の実効性の確保、これは平成 24 年度についてでございますが、報告いたします。

BSE 関係の飼料規制につきましては、平成 17 年 5 月の食品安全委員会の健康影響評価、ここで①として輸入飼料に係る交差汚染の防止、②として販売業者における規制の徹底、③として牛飼育農家における飼料の規制の徹底、④として製造段階における規制の徹底、この 4 点が答申されたことを受けて、国と都道府県、あと、FAMIC、主にこの三者が分担しながら規制状況の確認をしてきております。

まず、1 番目でございます。輸入飼料に係る交差汚染の防止でございます。輸入飼料につきましては、輸入業者が飼料安全法に基づき届け出しております。この飼料 37 点につきまして FAMIC の方で検査しております。この FAMIC の検査は、顕微鏡、ELIZA、PCR などを使っておりますが、これで牛由来のたん白質は検出されなかったという状況でございます。

具体的にはめくっていただきまして 3 ページの別紙 1 でございます。輸入飼料の検査点数でござ

いますが、混合飼料、これは幾つかの飼料が混合された形で輸入されるものでございまして、主に植物原料に酵母を加えたようなものとか、後はビタミン、ミネラルの補給、こういうものを目的としたものが中心になっております。それからあと、単体飼料、これは単一の原料ということでございまして、カナダ、台湾は海草の粉末などでございます。それから、飼料添加物、このようなものについて合計 37 点の検査を行っております。

恐れ入ります、もう一回、1 ページに戻っていただきまして 1 ページの 2 番でございます。販売業者に対する規制の徹底ということでございます。これについては都道府県が各県の飼料あるいは飼料添加物の販売事業者、これは全国で約 1 万 5,000 弱でございますが、このうち 943 件、これを検査しておりますが、法令違反につながる可能性のあった不適合、これは全部で 22 件でございました。この 22 件の内容につきましては別表 2 にまとめておりますが、主な内容は表示の不備、それからあと、帳簿の備えつけの不備、さらに保管における取り扱いの不備でございました。

表示の不備につきましては、飼料規制をより確実に現場で守っていただけるように、牛用の飼料、反すう動物用の飼料は A 飼料というふうに表示することを義務づけておりますが、この A 飼料というものの表示がされていなかったものとか、あと、帳簿の備付け、帳簿については 8 年間の保存を義務づけておりますが、8 年未満で廃棄されてしまったような事例、それから、保管は A 飼料とそれ以外の飼料、すなわち、ブタ、ニワトリの飼料との保管区分が曖昧だったもの、こんなものが不適合の具体的な内容でございます。

それからあと、3 番が牛飼育農家に対する規制の徹底でございまして、都道府県が牛の飼育農家に対する検査、24 年度は約 4,000 件行っておりますが、不適合の事例は 5 件でございました。主な内容は保管の取り扱い、この不備でございまして、一番多いのはペットフードを牛舎のそばに置いてあったと、すなわち、牛舎のそばでペットを飼っておって、その餌の分別状況が好ましくなかったというものでございます。それから、あとは国の出先の地方農政局が 24 年度で 1,000 件調査しております。規制されている動物飼料の給与事例は認められなかったということでございます。

次にお手元の資料の 2 ページをごらんいただけるでしょうか。製造段階における規制の徹底でございます。これは FAMIC の方が飼料等の製造事業者、すなわち、牛の肉骨粉も含めて肉骨粉を製造しているレンダリング事業者、さらに配合飼料の工場、こういうものに対する検査を 365 件実施して、不適合な事例は 3 件でございました。その内容につきましては表示の不備、それから、帳簿の備付けの不備でございます。表示については特に魚用飼料をつくっているところで、表示に対する意識が十分徹底されていなかったということで、表示の不備が確認されたような事例がございます。それから、都道府県が同じく飼料等の製造業者に対して検査を 348 件行っておりまして、不適合は 4 件ございました。その内容は帳簿の備付けの不備 3 件、あと、保管の取り扱いの不備、これも分別が不十分であったというような事例でございますが、そのような件を合わせて 4 件ございました。

これらの不適合事例に対する改善指導でございます。これについてはおのおの調査した機関なりが事業者、農家に対して適切な表示、また、区分保管の徹底、あと、帳簿のつけ方の整備、これらを指導いたしました。いずれにしろ、牛に不適切な動物性たん白質が給与されたというような事例はございませんでした。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の報告の内容につきまして、御意見あるいは御質問がありましたらお願いします。三森委員。

○三森委員 厚生労働省の梅田課長補佐にお伺いいたします。先ほど御説明いただいたところで聞き逃したかもしれませんので質問させてください。資料1－1ですが、2番目の調査結果の6番目です。先ほどの御説明ではその他のところですが、有郭乳頭の前方で切断して舌扁桃を除去されるという御説明をしたと思うのですが、なぜ、有郭乳頭より前で切断されているのか、そこが聞き取れませんでした。教えていただけますか。

○梅田監視安全課課長補佐 6番のところ、舌扁桃の除去の方法でございますけれども、(2)番で申し上げたとおり、最後位有郭乳頭から舌根部にかけて舌表面を除去するという事で、(1)番では最後位有郭乳頭を結ぶラインを起点に垂直に切断するという方法なのですが、(2)番はそこから斜め下、舌根部に向けて切るということで、これは舌扁桃自体が側面や上部の表面部にあるということでございますので、それを除去するような形で切ります。ただ、舌の奥の方は舌扁桃がありませんので、舌をなるべく有効利用したいということもありまして、最後位有郭乳頭を起点として、舌根部にかけて斜めに切るという方法が(2)の方法でありますけれども、(3)につきましては、それよりさらに舌先端の方で垂直に切ったり、あるいは(2)番と同様に奥斜めに引いたりするという事で、いずれにせよ、より安全側にとった処理の仕方をしているということでございます。なかなか、舌扁桃自体の存在というのが分かりにくいということもあって、有郭乳頭を一つの指標として、そこからどう切っていくかと、それより少なくとも前で切っていくということで取り扱われているものだというふうに思っています。

○三森委員 ありがとうございます。

○熊谷委員長 ほかに御意見は。佐藤委員。

○佐藤委員 私から質問なのですが、特定部位が焼却されているということでございますけれども、この焼却の温度というのはどの程度なのでしょう。ダイオキシンの発生とかも考えれば800℃とかというようなことと考えられるわけですが、その辺はどのように管理されていたり、実際にどうなっているのかということも教えていただければ。

○梅田監視安全課課長補佐 特定部位の焼却につきましては、その不活化の条件を示させていただいております。焼却の条件としてはプリオンが不活化される800℃以上で行うよう徹底しているということでございます。

○佐藤委員 ありがとうございました。

○熊谷委員長 ほかに御質問は。村田委員。

○村田委員 私も今について質問なのですが、30 か月齢以下の脊柱が今回、利用可能になったと思うのですが、こういったものが流通段階、食肉処理業者とか、食肉販売業者等でどのように分別しているか、また、その確認をどうするかという、その辺のことを教えてもらえますでしょうか。

○梅田監視安全課課長補佐 分別管理のガイドラインを示させていただいておりますけれども、この中で食肉処理業あるいは食肉販売業で脊柱を加工する際の分別管理について、あわせて指導を徹底しております。その結果につきましては、夏場あるいは年末に一斉取り締まりということで、立入調査を重点項目について各都道府県に対してお願いをしております、その中の一つの項目として、こういった脊柱の処理についても施設に立ち入って、調査をしていただくよう指導しているところでございまして、タグをつけて分別管理をしているといったことを確認しておりますが、特に法令違反になるような違反状況というものは、認められていないというふうに承知しております。

○熊谷委員長 ほかに御意見・御質問がありましたらお願いします。山添委員。

○山添委員 農林水産省の藁田課長にお伺いしたいのですが、先ほど輸入飼料について 37 点というのを別表でお示しいただいたのですが、そのときの具体的にはサンプリングの方法とか、抽出率というのはどういうふうに設定をされているのか、まず、お伺いしたいのですが。

○藁田畜水産安全管理課長 牛用の配合飼料は年間約 800 万 t 使っております。そのうちの輸入割合が今、輸入量が 2 万トンぐらいでございます。量的に非常に少ないわけございまして、しかも、実際に輸入されるものを見ても植物主体の製品でございまして、なかなか、そういう動物性たん白質が使われる可能性はかなり低いなという、そういう製品が主でございます。先ほど御紹介しましたように植物原料に酵母を加えて消化性をよくしたものとか、あと、ビタミン、ミネラルの補給的な、そういうような意味合いの製品が非常に多い現状であります。したがって、混入、コンタミのリスクも非常に小さいかとは思いますが、念には念ということで我々の方で年間 30 点から 40 点弱程度、サンプリングしてやっております。それについては実際のいろんな製品が入ってきますけれども、輸入数量、あと、アイテム数と申しますか、その重複、偏ることがないように、そういうことに留意しながらやっているところでございます。

あと、ちなみに国産の配合飼料につきましては、いわゆる配合飼料の工場に 1 年に 1 回以上、入れるような形で検査しておるところでございます。

○山添委員 国産の飼料についても反すう動物由来のたん白が入っていないのという検査方法については、先ほど ELIZA と PCR とおっしゃっていたのですが、それは基本的には同じと考えていいのですか。

○藁田畜水産安全管理課長 輸入品も国内の飼料も同様でございまして、まずは顕微鏡の検査、これで獣骨の骨片、これが入っていないことを確認して、さらにまた、ELIZA で牛由来のたん白質、これがないかということを確認します。もしもこの検査で ELIZA で出れば、ただ、ELIZA で出ても擬陽性の可能性もあります。それは PCR で確認しておるところでございます。それは輸入も国産飼料も同様に検査しております。

○熊谷委員長 ほかに。村田委員。

○村田委員 今のに関してなのですが、ここに出ていたのは実際には不適合事例といって、言ってみれば軽微なものですけれども、この割合は大体去年と同じなのかということと、それから、実際のサンプリングの業者というのは去年とはみんな全部違っているのか、同じところをやっていることはないのかという、その2点をお願いします。

○藁田畜水産安全管理課長 まず、違反事例についてはさほど大きな差はない。それから、あともう一つ、巡回指導の方はなるべく回るようにしております。要は同じ方ばかりに行かないようにしております。ただ、レンダリングの事業者、化成業者と後は配合飼料メーカー、これについては1年に1回以上、行くような形のペースで大体やっております。

○村田委員 同じ業者で違反はないというふうに理解してよろしいのでしょうか、不適合ですか、不適合事例というのは。

○藁田畜水産安全管理課長 すみません、全部突合したわけではないのですが、必ず我々の方で違反があれば指導して、その後も是正したかどうか確認しておりますので、そんなにはないと思います。

○熊谷委員長 ほかに御質問はありますか。

それでは、きょう、御報告いただきました内容等については、事務局からプリオン専門調査会にも報告するようにお願いします。また、本件について次回の調査結果等が取りまとめられましたら、当委員会にまた御報告をお願いしたいと思います。梅田課長補佐、藁田課長、ありがとうございます。

(2) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料 2－1 にありますとおり、農林水産大臣から 2 月 17 日付で動物用医薬品 2 品目、2 月 19 日付で遺伝子組換え食品等 2 品目、厚生労働大臣から 2 月 19 日付で遺伝子組換え食品等 2 品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。また、資料 2－7 にありますとおり、農林水産大臣から 2 月 17 日付で動物用医薬品 1 品目の食品健康影響評価要請の取り下げがありました。

それではまず、農林水産省からの評価要請品目のうち、動物用医薬品 2 品目について引き続き薬田課長から説明をお願いいたします。

○薬田畜水産安全管理課長 それでは、引き続きよろしくお願いいたします。

お手元の資料 2－2 でございます。「再審査に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要」でございます。これに基づきまして当方からの再審査の要請を説明したいと思います。これにつきましては、薬事法に基づく再審査申請のあった 2 剤について、食品安全基本法第 24 条第 1 項第 8 号に基づく意見聴取でございます。

まず、ひとつ目はプロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膈内挿入剤（プリッド テイゾー）でございます。本剤は牛の発情時期を合わせるために膈内に挿入する剤でございます。主成分はプロゲステロンと安息香酸エストラジオールでございます。対象動物は書いてありますとおり牛でございます。

本剤につきましては（5）の審議過程で書いてありますが、平成 16 年に輸入承認申請があったため、食品安全委員会に諮問しております。平成 16 年 7 月 29 日に適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるとものと考えられる旨のご回答をいただきまして、同年 9 月に輸入承認ということでございます。今般、再審査申請があったため、平成 26 年 2 月 17 日に食品安全委員会に対して諮問した剤でございます。

追加データでございますが、いつもの再審査と同様、使用成績に関する資料、これは牛農家での実際の使用実績でございます。あと、効能・効果及び安全性に関する資料、外国における承認状況等に関する資料、これらの 3 件でございます。いずれにつきましても本剤の有効性、安全性に影響を及ぼすと考えられる新たな知見は認められなかったということでございます。

それから、恐れ入ります、次のページをめくっていただきまして、鶏コクシジウム感染症混合生ワクチン（パラコックスー 5）でございます。主成分としてはコクシジウムの 5 株のオーシストで、対象動物は鶏でございます。用法・用量のところに書いておりますように、餌づけ時の平飼いのブロイラーのひなに投与すると。これは餌に混ぜて投与する形でございます。効能・効果は、コクシジウムの発生抑制でございます。また、この製剤の成分は、前回評価していただいた内容と変更はございません。

審議過程でございますが、本剤については平成 17 年 6 月 7 日に輸入承認申請があったため、当省から食品安全委員会に対し諮問させていただき、同年 8 月に適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるとものと考えられる、という御回答をいただいて輸入承認、このたび、再審査の諮問をさせていただいたものでございます。

追加データについては先ほどと同様でございます。

次のページでございます。調査の結果、承認時と同等の有効性が確認されております。また、副作用及び安全性に関する新たな知見は認められておりません。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、ただ今、農林水産省から御説明いただきましたプロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膣内挿入剤（プリッド テイゾー）、鶏コクシジウム感染症（アセルブリナ・テネラ・マキシマ・ミチス）混合生ワクチン（パラコックスー 5）につきましては、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成 21 年 10 月 8 日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第 24 条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。加えて、パラコックスー 5 につきましては、平成 26 年 1 月 27 日付の委員会決定「動物用生物学的製剤の再審査に係る評価要請の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

担当の三森委員から、先ほどの農林水産省からの説明並びに今回追加で提出された資料に基づき、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて御説明をお願いします。また、パラコックスー 5 については、平成 26 年 1 月 27 日付の委員会決定の 1 に該当するかどうかについて御説明をお願いします。

○三森委員 分かりました。

プリッド テイゾー及びパラコックスー 5 につきましては、新たに提出されました資料、先ほど藁田課長がお示しいただいた資料 2-2 の（6）の追加データに載っている①から③ですが、これらの資料を確認いたしましたところ、いずれも新たに安全性について懸念させるような知見は認められなかったということから、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性は認められないと考えます。また、パラコックスー 5 につきましては、新たに安全性を懸念させる研究報告及び副作用報告のいずれも認められず、平成 26 年 1 月 27 日付の委員会決定の 1 に該当するものと考えます。

以上です。

○熊谷委員長 ただ今の御説明によりますと、プリッド テイゾーについては既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないということですので、専門調査会による調査審議を経る

ことなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それから、パラコックスー5については平成26年1月27日付の委員会決定の1に当たるものとして、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる旨を農林水産大臣に通知することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 藁田課長、ありがとうございました。

続きまして、厚生労働省からの評価要請品目遺伝子組換え食品等2品目に関する食品健康影響評価について、厚生労働省の長谷部基準審査課長から説明をお願いします。

○長谷部基準審査課長 厚生労働省基準審査課の長谷部です。よろしくお願いいたします。

このたび、食品安全基本法第24条第1項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いする組換えDNA技術応用食品につきまして、概要を御説明させていただきます。資料2-3、資料2-4を用いまして御説明させていただきます。

まず、1件目でございますが、アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモでございます。

本品目は、高温過熱加工時のアクリルアミド生成及び打撲による黒斑を低減させるため、ジャガイモ由来の *Asn1* 遺伝子、*RI* 遺伝子、*PhL* 遺伝子及びジャガイモ野生種由来の *Ppo5* 遺伝子のそれぞれの遺伝子の一部領域が導入されております。*Asn1* 遺伝子によって発現するアスパラギン合成酵素は、アミノ酸合成経路におけるグルタミンからアスパラギンの合成を、*RI* 遺伝子によって発現する *RI* タンパク質はデンプンのリン酸化を、*PhL* 遺伝子によって発現するホスホリラーゼ-L はデンプンの加リン酸分解を触媒する酵素でございます。*Ppo5* 遺伝子によって発現するポリフェノール酸化酵素はフェノールの酸化重合を触媒する酵素でございます。

本品目では、これら遺伝子の一部領域を導入することによりジーンサイレンシングが誘導され、ジャガイモ内在性の *Asn1* 遺伝子、*RI* 遺伝子、*PhL* 遺伝子及び *Ppo5* 遺伝子の発現が抑制されております。アクリルアミドは食品を高温で過熱加工する際にアスパラギンと還元糖から生成され、ヒトの健康に有害な影響を及ぼす可能性があると言われておりますが、*Asn1* 遺伝子の発現が抑制された結果、アスパラギンの合成が抑制され、また、*RI* 遺伝子、*PhL* 遺伝子の発現が抑制された結果、デンプン分解の抑制により還元糖の生成が抑制されることで、高温で過熱加工した際のアクリルアミドの生成が低減するものでございます。

もう一つの性質でございますが、ジャガイモが打撲等の物理的衝撃を受けますと、ポリフェノール酸化酵素が細胞質に滲出し、フェノールを重合することで褐色色素であるポリフェノールが合成されますが、*Ppo5* 遺伝子の発現が抑制された結果、ポリフェノールの合成が抑制されることにより、衝撃を受けた際の黒斑の形成を低減するものでございます。

今回のジャガイモの利用目的及び利用方法につきましては、従来のジャガイモと相違はございません。

諸外国における申請状況につきましては、米国食品医薬品庁には 2013 年 1 月、カナダ保健省には 2013 年 6 月に、それぞれ申請がなされている状況でございます。

2 件目でございますが、資料 2－4 で御説明させていただきます。低リグニンアルファルファ KK179 系統でございます。

本品目は、植物の木化に関与する成分であるリグニンの含有量を減少させるため、アルファルファ由来の *CCOMT* 遺伝子断片が導入されております。*CCOMT* 遺伝子によって発現するカフェオイル CoA-3-*O*-メチルトランスフェラーゼは、リグニンの生合成経路においてリグニンの主要なサブユニットであるグアヤシルリグニンの形成に関与している酵素でございます。本品目では、*CCOMT* 遺伝子断片の導入によりジーンサイレンシングが誘導され、アルファルファ内在の *CCOMT* 遺伝子の発現が抑制され、その結果、同じ生育期の従来のアルファルファと比較し、G リグニンの含量が減少することにより、総リグニン含量が減少するものでございます。

これにつきましても利用目的、利用方法は従来のアルファルファと相違はございません。

諸外国における申請状況につきましては、カナダ保健省には 2012 年 11 月、オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関には 2013 年 4 月に、それぞれ申請がなされております。米国食品医薬品庁におきましては 2013 年 12 月に確認が終了しております。

今回、御評価をお願いするものについては以上でございます。

○熊谷委員長 続きまして、農林水産省の評価要請品目のうち、遺伝子組換え食品等 2 品目に関する食品健康影響評価について、農林水産省の藁田課長から説明をお願いします。

○藁田畜水産安全管理課長 畜水産安全管理課長の藁田でございます。

まずはお手元の資料の 2－5 をお願いいたします。2－5 は先ほど厚労省から説明があったものと同様、アクリルアミド産生低減のジャガイモでございます。

組換え体の概要につきましては先ほどの厚労省の説明と同様でございます。飼料としての利用方法でございますが、量的に多くはないのですが、遺伝子組換えでないジャガイモと同様に主にジャガイモからとったデンプン、さらにはデンプンをとった後のかす、これを炭水化物あるいは食物繊維、これの給与を目的として配合飼料の原料として使う形になります。

以上、まず、これについてはよろしく申し上げます。

それから、引き続きでよろしいですか。引き続き資料 2－6 でございます。資料 2－6 は低リグニンアルファルファ KK179 系統に関する食品健康影響評価でございます。

飼料としての利用方法につきましては遺伝子組換えでないアルファルファと同様でございます。タンパク質やカルシウムの給与を目的として主に牛用の飼料で用いられます。輸入されるのがほとんどでございます。乾草として利用される、あるいはアルファルファミールの形で、主に配合飼料の原料として、多くても数%使う程度でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。村田委員。

○村田委員 幾つかあるのですが、最初の方のジャガイモなのですが、これはジャガイモですのでグリコアルカロイドが気になるので、そのデータはついているのかということと、それから、最初のアスパラギンの生合成を阻害しているのですが、アクリルアミドができないというのはよく分かりますけれども、アスパラギン自体はジャガイモにも必要なものという気がするのですが、何かそういう生理障害というのは起きないのかということ、その2点を教えていただけますでしょうか。

○長谷部基準審査課長 グリコアルカロイドのデータについても添付させていただいています。2点目のアスパラギンでございますが、今回のものでは完全にブロックされるわけではなく減らすということなので、特にジャガイモの生理障害はないというふうに考えております。

○村田委員 分かりました。

もう一つだけ、それから、リグニンの方もそうなのですが、これもリグニンがなくなるととてもやわらかくなる気もするのですが、骨格が崩れてしまうのでちゃんと育つのかなという気がするのですが、きっと育つのだと思いますけれども、一つ分からなかったのは資料2-5の飼料の方なのですが、これの2、評価依頼品種の概要の2段落目の3行目ですかね、デンブンのリン酸化を触媒する α -グルカン、水ジキナーゼと書いてあるのですが、これがよく分からなかったもので、もし、分かれば教えてもらえますでしょうか。

○藁田畜水産安全管理課長 水ジキナーゼについては酵素でございます。

それから、リグニンの話ですが、これについては私も大丈夫かなという感じがしたのですが、従来のアルファルファと変わらずに育つと聞いております。

○熊谷委員長 ほかに御質問はありますか。

このジャガイモとアルファルファは、両者ともアグロバクテリウムを使って導入するのでしょうか、それとも、遺伝子断片を導入すると思うのですが、その方法はどのようなものなのでしょうか。いずれにしても評価するときの資料には、つけていただけるのだと思うのですが。

○**藁田畜水産安全管理課長** 言われましたようにn遺伝子断片を、アグロバクテリウム法を用いて導入しております。具体的な方法については、評価資料に添付されております。

○**熊谷委員長** ありがとうございます。

それでは、本件につきましては遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとします。
長谷部課長、藁田課長、ありがとうございました。

続きまして、動物用医薬品1品目の食品健康影響評価の取り下げについて、引き続き藁田課長から説明をお願いします。

○**藁田畜水産安全管理課長** それでは、引き続きよろしくお願いします。

資料2-7でございます。本剤につきましては、平成20年6月2日付で再審査についての食品健康影響評価をお願いいたしましたトビシリンを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤でございます。本剤については昨年12月、申請者から製造販売承認の整理と再審査申請の取下げの文書が当省に提出され、これを踏まえて評価要請を取り下げさせていただくものでございます。

この理由につきましては、原薬の入手が非常に困難になってしまったということ、すなわち、今後の製造の見込みが非常に難しくなったということから、本剤の承認の整理について申請がございました。本剤の要請取下げにつきましてよろしくお願いいたします。

○**熊谷委員長** ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

それでは、平成20年6月2日付で農林水産大臣から食品健康影響評価要請がありました本品目につきましては取り下げられたものと認め、現在、専門調査会において実施中の調査審議は中止するということにします。藁田課長、ありがとうございました。

(3) 農薬専門調査会における審議結果について

○**熊谷委員長** それでは、次の議事に移ります。

「農薬専門調査会における審議結果について」です。本件につきましては専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されています。

まず、担当の三森委員から説明をお願いします。

○**三森委員** それでは、資料3-1、フェノキシプロピオン酸系の除草剤でありますキザロホップエチル及びキザロホップPテフリルにつきまして説明させていただきます。資料3-1を2枚めくっていただいて、総合評価というところがございます。下のページがiiページと書いてあります。その総合評価のところを説明させていただきます。

後ほど事務局から御説明があるかと思いますが、キザロホップエチルとキザロホップPテフリルは、エステル部分の構造が異なる化合物でして、それぞれ独立した毒性試験等が行われていたこと

から、個別の化合物として評価を行いました。これらは本評価書の第一部、第二部にそれぞれまとめてあります。その上で、両化合物の動植物体内での代謝経路が同様であることなどを考慮いたしまして総合評価を行いました。

両化合物の投与による影響ですが、主に肝臓、精巣などに認められました。キザロホップエチルですが、発がん性、催奇形性、繁殖能に対する影響、遺伝毒性は認められません。キザロホップPテフリルには、神経毒性、遺伝毒性は認められておりません。ラットを用いましたキザロホップPテフリルの発がん性試験では、腎扁平上皮癌、ライディッヒ細胞腫、肝細胞腺腫及び癌の発生頻度が増加しましたが、遺伝毒性は認められず、評価に当たり閾値を設定することは可能と考えました。また、2世代繁殖試験におきましては、受胎率低下、生存児数低下などが、さらには発生毒性試験（ラット）ですが、母動物に毒性影響の認められる用量で口蓋裂や尾の異常が認められております。

両化合物の一日摂取許容量を比較した結果ですが、キザロホップエチルの 0.009 mg/kg 体重/日の方がより低い値でありましたことから、この値をキザロホップエチル及びキザロホップPテフリルのグループ ADI と設定したところでございます。この値は、キザロホップエチル投与による各種毒性試験で得られました無毒性量のうち、最小値でありますラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の 0.9 mg/kg 体重/日を根拠といたしまして、安全係数 100 で除したものです。

また、農産物中の暴露評価対象物質は、キザロホップエチル、キザロホップPテフリル及び代謝物B、魚介類中の暴露評価対象物質につきましては、キザロホップPテフリル及び代謝物Bと設定されております。

次にまいります。プロピコナゾールです。資料3-2の9ページですが、要約が記載されております。それに従って説明いたします。

各種毒性試験結果からプロピコナゾール投与による影響としては、主にげっ歯類における肝細胞肥大、空胞化及び壊死など、イヌにおける消化管粘膜のうっ血などが認められました。繁殖能に対する影響及び遺伝毒性は認められませんでした。マウスを用いた発がん性試験におきましては、肝細胞腺腫及び肝細胞癌の発生頻度の増加が認められましたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考えられず、評価に当たり閾値を設定することは可能と考えられました。ラット及びウサギを用いた発生毒性試験におきまして、母体毒性が認められる用量におきまして、胎児に口蓋裂等が認められました。農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質は、プロピコナゾール（親化合物のみ）と設定されております。

各種試験で得られました無毒性量のうち、最小値はイヌを用いた1年間慢性毒性試験の 1.9 mg/kg 体重/日でしたので、これを根拠といたしまして、安全係数 100 で除した 0.019 mg/kg 体重/日を ADI と設定いたしました。

次ですが、植物成長調整剤でありますベンジルアデニン、資料3-3に移ります。その資料3-3の6ページをごらんください。要約に沿って説明いたします。

各種毒性試験から、ベンジルアデニン投与による影響としましては、主に体重増加抑制、肝重量増加など、イヌにおける腎尿管上皮変性などが認められました。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められませんでした。農産物中の暴露評価対象物質はベン

ジルアデニン（親化合物のみ）と設定されております。

各試験で得られました無毒性量のうち、最小値はウサギを用いた発生毒性試験の 6.25 mg/kg 体重/日でしたので、これを根拠といたしまして、安全係数 100 で除した 0.062 mg/kg 体重/日を ADI と設定いたしました。

4 番目の資料 3－4 です。有機リン系の殺虫剤でありますマラチオンです。資料 3－4 の 9 ページをおあげください。要約が載っておりますので、それに沿って説明いたします。

各種毒性試験結果から、マラチオン投与による影響は、主に脳及び赤血球のコリンエステラーゼ活性阻害でありました。繁殖能に対する影響、催奇形性、発達神経毒性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められませんでした。マウスを用いた 18 か月発がん性試験におきましては、肝細胞腺腫の発生頻度の増加が認められましたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考えられず、評価に当たり閾値を設定することは可能と考えました。農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質はマラチオン（親化合物のみ）と設定されております。

各試験で得られました無毒性量のうち、最小値はウサギを用いた発生毒性試験の 25 mg/kg 体重/日であり、この試験の最小毒性量において認められました所見は、体重増加抑制でした。一方、ラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験では、最小毒性量においてコリンエステラーゼ活性阻害が認められており、無毒性量は 29 mg/kg 体重/日とされています。専門調査会におきましては、マラチオンの投与による最も鋭敏な毒性指標は、コリンエステラーゼ活性阻害であると判断し、ラットの併合試験における無毒性量であります 29 mg/kg 体重/日を ADI の設定根拠とすることとし、安全係数 100 で除した 0.29 mg/kg 体重/日を ADI と設定したところです。

また、マラチオンの単回経口投与によると考えられる毒性影響に対する無毒性量のうち、最小値はヒトへの単回経口投与臨床試験で得られました 15 mg/kg 体重でありましたことから、これを根拠といたしまして、安全係数 10 で除した 1.5 mg/kg 体重を急性参照用量と設定いたしました。

すみません、先ほどのフェノキシプロピオン酸系除草剤のキザロホップエチル及びキザロホップ P テフリルですが、資料 3－1 の最後のところで暴露評価対象物質について私が間違えて発言しておりました。農産物中の暴露評価対象物質はキザロホップエチル、キザロホップ P テフリル及び代謝物 B と言いまして、その後ですが、魚介類中の暴露評価対象物質につきましては、キザロホップ P テフリル及び代謝物 B と私は申し上げましたが、ここのところは訂正させていただきまして、キザロホップエチル及び代謝物 B と設定されているということでございます。訂正させてください。失礼いたしました。

以上でございます。

○磯部評価第一課長 それでは、事務局の方から補足の御説明をさせていただきます。

最初に、資料 3－1 のキザロホップエチル及びキザロホップ P テフリルでございますが、大変恐縮でございます、評価書の訂正をお願いできればと思います。2 枚めくって総合評価とあるところの 1 枚目の ii ページ、そのの上からいきますと（1）の「キザロホップエチルの評価の要約」とございます。これがフェノキシプロピオン酸系除草剤「キザロホップエチル」とありまして、各種資

料を用いて食品健康影響評価を実施したとある 3 行目のところです。この後に 1 行を加えていただきたいと思いますが、「なお、今回、作物残留試験（だいこん）の成績等が新たに提出された。」ということで、新たに提出された成績を重版もの際には、その記載も入れておりますので、今回のものについてはだいこんに関する作物残留試験の追加がございましたので、この記載を入れさせていただきますと思います。

それで、同様の記載を入れるべき箇所がほかにもございまして、大変恐縮でございます、このものは第一部と第二部に分かれてございますが、第一部の方でいいますと 1-9 ページ、要約のところの同じ「フェノキシプロピオン酸系除草剤」から始まる一番最初の段落でございますが、その 3 行目の「した。」の後に、今と同じ記載の追加をお願いしたいと思います。それから、もう 1 カ所、同じ第一部の「食品健康影響評価」、1-49 ページでございますけれども、そのちょうど一番上のところの上から 2 行目、「実施した。」の後に今と同じ文言を加えていただきたいと思います。大変恐縮でございます、よろしく願いできればと思います。

その上で御説明を続けさせていただきます。先ほどの三森委員の御説明で両剤の構造について触れていただきました。その関係で、資料で申し上げますと 1-11 ページに構造式を入れさせていただいてございます。ここの 1-11 ページにキザロホップエチル、それから、第二部の方ですが、大変恐縮でございます、2-8 ページにちょうど 6 の「構造式」とありますが、キザロホップ P テフリルの構造式を記載させていただいてございます。両方を見ていただきますと、三森委員から御説明いただいたように、エステル部分の構造が異なっていることがごらんいただけるかと思います。

それで、お戻りいただきましてまず第一部のキザロホップエチルの方からでございますけれども、本件につきましてページでいいますと 1-11 ページ、今の構造式の下のでございます「開発の経緯」をごらんいただきますと、今回はだいこんへの適用拡大申請があったことに伴いまして行ったものでございまして、作物残留試験の結果につきまして 1-35 ページでございます、1-35 ページの 6 の「作物等残留試験」「（1）作物残留試験」のところに、だいこんの関係の記載の追記をさせていただいてございます。

それから、ADI に関しましては 1-49 ページの「食品健康影響評価」でございますけれども、1-49 ページから 1-50 ページにかけましてでございますが、ごらんいただきますと、ラットを用いた 2 年間慢性毒性／発がん性併合試験の無毒性量、ちょうど一番下から 3 行目になりますけれども、0.9 mg/kg 体重／日を根拠といたしまして、安全係数 100 で除した 0.009 mg/kg 体重／日とされてございます。

次に、キザロホップ P テフリルの関係でございます。この関係が第二部となつてございまして、一が 1-64 ページまでございます。その後から第二部、キザロホップ P テフリルという形になってございます。ちょうど先ほど見ていただいた 2-8 ページの一番下から「開発の経緯」がございまして、その次のページにかけまして、暫定基準の見直しに係る評価要請ということでございます。

この部分に関しましては各種試験の提出がございしますので、項目に従って御説明をさせていただきますと思います。

安全性に係る試験が 2-10 ページからでございます。まず、1 として「動物体内運命試験の結

果」でございますが、その下の方ですが、「(2) ラット②」の試験でその次のページにいただいて、2-11 ページの冒頭にございますけれども、吸収率につきましては見ていただきますと、57%から 73%ということでございます。

また、その下の「(3) ラット③」でございますが、尿糞中への排泄率につきましては、ごらんいただきますと全部足して見ていきますと、90%を超える形になってございます。90% TAR 以上ということでございます。また、尿中では表 1 をごらんいただきたいと思いますけれども、尿中ではキザロホップ P テフリルは認められず、代謝物 B 及び E が認められたと、また、糞中ではキザロホップ P テフリル、代謝物 B 及び E が認められているという形でございます。

次の 12 ページ、「(5) ヤギ」でございます。また、2-13 ページに (6) としてニワトリの結果がございます。可食部におきましてはヤギでは代謝物 B 及び E、また、ニワトリでは代謝物 B 及び K が 10% TRR を超えて認められているという形でございます。

それから、同じ 2-13 ページでございますが、植物体内運命試験でございますけれども、だいたいは、わたくしで試験が行われてございます。全体をざっと見ていただきますと、可食部において 10% TRR を超える代謝物といたしましては、ごらんいただくと代謝物 B と J と N というものが認められるという形でございます。

それから、2-19 ページをごらんいただきたいと思います。2-19 ページで 6 の作物残留試験の結果でございますが、可食部におけるキザロホップ P テフリル及び代謝物 B の合計の最大残留値は、記載がございますようにカノーラ（種子）における 0.341 mg/kg ということでございました。

毒性試験がその下からでございますが、2-20 ページに (2) として「急性神経毒性試験（ラット）」がございますが、急性神経毒性は認められていないということでございました。

それから、次のページから 10 として亜急性神経毒性試験、また、2-25 ページから慢性毒性試験及び発がん性試験の結果をまとめてございます。全体を通しまして本剤の主な毒性は先ほど三森委員からも御紹介がございましたが、肝臓、精巣、血液に認められたということでございます。

それで、細かい訂正でございますが、2-26 ページの一番上の行、表 23 というタイトルのところでございます。これが 1 年間慢性試験ということになっていますが、慢性毒性試験です、「毒性」という言葉を追加していただければと思います。

また、その下の (2) 2 年間慢性毒性／発がん性併合試験（ラット）が、キザロホップ P テフリルの ADI の設定根拠になっている試験でございますが、無毒性量は雄で一番下から 2 行目、1.3 mg/kg 体重／日とされてございます。

それで、次の 2-28 ページをごらんいただいて、生殖発生毒性試験の結果でございますが、(1) の 2 世代繁殖試験（ラット）ではちょうど下の方になりますが、受胎率の低下ですとか、生存児数の低下などが見られたというふうに記載をされてございます。

次の 2-29 ページに (2) として発生毒性試験、発生毒性の関係ですが、ごらんいただくと口蓋裂や尾の異常等が認められているということでございました。

その次の 2-30 ページに発生毒性試験（ウサギ）の試験がございますけれども、この関係をごらんいただきますと、催奇形性は認められていないということでございました。

また、遺伝毒性試験の関係は同じ 2-30 ページの 13 のところでございますけれども、キザロホップ P テフリルに遺伝毒性はないと考えられているということでございます。

食品健康影響評価はその次の 2-31 ページからでございます。キザロホップ P テフリルの ADI は次の 2-32 ページにわたってまいりますけれども、先ほど御紹介したラットの併合試験の無毒性量 1.3 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数 100 で除した 0.013 mg/kg 体重/日とされてございます。

それから、これについては、第一部、第二部と分かれてございますが、先ほど総合評価といたしまして最初に戻っていただいておりますけれども、ii ページから iii ページにかけて総合評価が記載をされてございます。それぞれの要約に続きまして iii ページの最後に (3) として総合評価の記載がここにあります。この結論及び暴露評価対象物質については、先ほど三森委員から御説明いただいたとおりでございます。

続いてでございます資料 3-2 でございます。プロピコナゾールでございます。資料 3-2 でございます。

本剤につきましては、インポートトレランスの設定と暫定基準の見直しに伴う評価要請があったというものでございまして、安全性に係る試験の関係は 12 ページからございまして、動物体内運命試験の関係でいいますと幾つか試験がございますけれども、14 ページをごらんいただいて、(3) ラットの「①吸収」とあって、その下に「b. 吸収率」とございますけれども、ごらんいただくと雄で約 86% という形でございます。それから、ラットの試験は全部で 4 本、動物体内運命試験がございますけれども、排泄に関しましては見ていただきますと、投与後 48 時間で 80% TAR 以上が排泄されたという形でございます。畜産動物の関係でいいますと次の 16 ページからございまして、(5) としてヤギの試験、また、18 ページから (6) としてニワトリの試験でございます。全体を見てみますと、可食部では代謝物 B と J と K と W が 10% TRR を超えて認められているという結果でございました。

20 ページから「植物体内運命試験」でございまして、小麦、水稻、らっかせい、にんじん、ぶどう、セロリの試験が行われてございます。可食部では 10% TRR を超える代謝物として、B と B の配糖体、J、K、K の配糖体、V、W、Y が認められたということでございます。このうち V と Y は、ラットでは認められていないということでございました。

33 ページにいただいて、真ん中あたりに 6 として「作物等残留試験」の結果がございますが、(1) の国内の作物残留試験の結果での最大残留値は、大麦の種子で 0.5 mg/kg、海外のデータで (2) でございますが、最大残留値は乾燥パセリの 21 mg/kg ということでございました。その次のページの (4) で畜産物残留試験の関係がございます。プロピコナゾールの最大残留値は、肝臓で 0.66 µg/g という結果でございました。

それから、毒性試験の関係が 36 ページからでございますけれども、37 ページへいただいて急性神経毒性試験の結果の記載がございますけれども、ごらんいただくと 300 mg/kg 体重投与群で歩行異常などが認められまして、神経毒性に関する無毒性量は 100 mg/kg 体重とされているということでございました。

それから、38 ページから亜急性毒性試験、それから、40 ページから 11 として慢性毒性試験及び発がん性試験の結果がございまして、全体を通して見ていただきますと三森委員からの御説明のとおり、本剤による主な影響は、げっ歯類の肝臓への影響とイヌでは消化管への影響が認められたという形でございます。

それで、40 ページからでございますが、40 ページの下の方にイヌの 1 年間慢性毒性試験の結果がございまして、これが ADI の設定根拠になった試験でございまして、十二指腸の粘膜うっ血等が認められたと。その所見の関係は 41 ページになりますけれども、見ていただくと十二指腸粘膜うっ血等が認められたということから、無毒性量は雌雄とも 1.9 mg/kg 体重/日とされてございます。その下の（２）２年間慢性毒性試験／発がん性試験併合試験（ラット）の結果がございまして、ラットでは発がん性は認められていないという結果でございました。その次の 42 ページにはマウスの関係の発がん性試験がございまして、また、その次の 43 ページに同じマウスの 18 か月間発がん性試験の結果がございまして、いずれの試験でも雄マウスで肝細胞腺腫及びがんの発生頻度が増加しているという結果でございました。

44 ページ下の方から、12 として生殖発生毒性試験の結果ですが、（１）として２世代繁殖試験（ラット）がございまして、繁殖能に対する影響は認められていないということが 45 ページにかけて記載がございまして、それから、続いて発生毒性の関係が同じ 45 ページの（２）からずっと続きまして（４）まで、ラットの関係の発生毒性試験の結果がございまして、（２）、45 ページの下から 46 ページにかけての試験でございまして、これで母動物に影響の認められた用量で、胎児の内臓異常が有意に増加し、口蓋裂が認められたという結果でございました。それから、ウサギの結果は 47 ページからになりまして、また、（５）及び（６）として記載されてございますが、（６）の試験では胎児に口蓋裂が認められた。

それから、48 ページに遺伝毒性の結果がございまして、プロピコナゾールに遺伝毒性はないと考えられたということでございます。

続いて、食品健康影響評価は少しいきまして、57 ページから食品健康影響評価でございまして、結論と暴露評価対象物質については三森委員から御説明いただいたとおりでございまして。

それから、続いて資料 3-3 でございまして、ベンジルアデニンの関係でございまして。

本剤につきましては、今回、暫定基準の見直しに関する評価要請という形でございまして、7 ページに開発の経緯の記載がございまして。

9 ページから安全性に関する試験の概要という形でございまして、動物体内運命試験の結果でございまして、吸収率の関係がございまして、12 ページの下の方、12 ページの「b. 吸収率」と書いてございまして、これで少なくとも 63.4% という形と算出されてございます。それから、その上の血中濃度推移のところをございまして、ベンジルアデニンは速やかに吸収され、比較的緩やかに減少したという結果が認められてございます。

同じ 12 ページのその②、下に「分布」とございまして、残留放射能につきましては 13 ページになりますけれども、肝臓、肺及び腎臓に高く、投与 168 時間後、右側のカラムの方でございまして、多くの組織で血漿中濃度より高い値を示したとございまして。

その表の下「③代謝」でございますが、尿、糞及び胆汁中で未変化のベンジルアデニン認められず、尿中では記載がございますけれども、代謝物[6][8]、それから、少量代謝物として[7]、それから、糞中及び胆汁中では[6]が認められているということでございます。それから、14 ページにいていただいて、④の a、投与放射能は主に尿中に排泄されたという形でございます。

それから、少しいていただいて 18 ページからが植物体内運命試験でぶどうでの試験でございますが、10%TRR を超える代謝物は認められていないという結果でございました。

それから、23 ページへいていただいて作物残留試験の結果でございますが、ベンジルアデニンの最大残留値はアスパラガスの 0.09 mg/kg でございまして、その他の作物では全て定量限界未満という結果でございました。

毒性試験の結果は次の 24 ページからでございまして、亜急性毒性が 25 ページから、また、慢性毒性の関係が 29 ページからという形になってございまして、全体を通じまして見ますと三森委員から御説明いただきましたとおり、本剤投与による主な毒性は体重増加抑制のほか、肝臓及びイヌにおける腎臓に認められたということでございました。それから、ちょうど今の慢性毒性の関係の 29 ページの（２）２年間慢性毒性／発がん性併合試験（ラット）の関係、それから、次の 31 ページの（３）２年間発がん性試験（マウス）の関係で、両方とも発がん性は認められていないという結果でございました。

それから、31 ページから生殖発生毒性試験の結果でございますが、最初に（１）として２世代繁殖試験（ラット）の結果でございまして、次の 32 ページにわたりますけれども、繁殖能に対する影響及び催奇形性は認められていないという結果、また、ウサギの発生毒性試験の関係でございまして、催奇形性は認められていないと。このウサギの試験における母動物の無毒性量がここに記載がございますが、6.25 mg/kg 体重／日が ADI の設定根拠になった試験でございます。

同じ 32 ページの下の方に 13 として遺伝毒性試験の結果がございますが、ベンジルアデニンに遺伝毒性はないとされてございます。

34 ページが食品健康影響評価でございまして、結論及び暴露評価対象物質については、先ほど三森委員から御説明いただいたとおりでございます。

続いて資料 3－４、マラチオンの関係でございます。本剤につきましては、今回、飼料中の残留基準値の設定及び暫定基準の見直しに伴い、評価要請があったものでございます。

11 ページからでございますが、Ⅱとして「安全性試験に係る試験の概要」ということでございまして、動物体内運命試験の関係でございまして、表 1 に血漿中の薬物動態学的パラメータの記載をさせていただきます。

それから、尿糞中の排泄率の関係でいきますと 13 ページになります。13 ページに尿糞中の排泄率の記載がされてございます。主に尿中に排泄されるとされてございまして、こういった尿中の排泄率の関係から、マラチオンの吸収率につきましては 90%を超えると算出されているという形でございます。その部分の記載が 11 ページの「b. 吸収率」のところに記載を書いております。尿糞中の排泄率から考えて 90%を超えると推察されると記載をさせていただきます。

分布につきましては同じ 11 ページの下の方から、②として記載をされてございまして、記載についてはその次の 12 ページの表 2 に記載をさせていただいてございます。胃と副腎に高い放射能分布が認められてございます。

それから、同じ 12 ページの③代謝の結果がございますが、尿中の代謝物としては B と C/D 及び E が認められてございます。

また、13 ページ、(2) ラット②にございますように、腹腔内投与いたしますと代謝物 D、E、F、R、S、U が認められているということでございました。

15 ページへいっていただいて、ヤギの関係の試験で (7)、ヤギは 15 ページの下で、16 ページからニワトリの試験でございます。ヤギの試験が 15 ページから 16 ページにかけてでございますけれども、ごらんいただくとヤギの乳汁中におきましては、マラチオンは最大 $2.5 \mu\text{g/g}$ が認められたと、代謝物としては腎臓中で C/D 及び E が認められたということでございます。また、ニワトリにつきましては 16 ページの下の方からになります、ごらんいただくと残留放射能濃度は腎臓で最も高いという結果でございました。

次の 17 ページから植物体内運命試験の関係でございまして、水稻、小麦、レタス、わた、アルファルファで試験が行われておりまして、10%TRR を超える代謝物としては稲わら、ちょうど 17 ページの下のとこに記載がございますが、代謝物 I が 11.9%TRR、また、レタスが 19 ページにあります、代謝物 C が 12.8%TRR 認められたという結果でございました。

作物等残留試験の結果は 24 ページからになります。ごらんいただいて具体的な記載は次の 25 ページになりますけれども、マラチオンの最大残留値はみかん（果皮）の 8.52 mg/kg ということでございました。また、その下に乳汁移行試験、また、(3) として畜産物の残留試験でブロイラー・採卵鶏、ブタの試験がございます。いずれもマラチオンは定量限界未満または検出限界未満という結果でございました。

急性毒性試験の結果が 29 ページからでございます。29 ページに急性毒性試験の結果をまとめてございまして、また、急性神経毒性試験（ラット）の結果が 30 ページに記載がございます。赤血球コリンエステラーゼ活性阻害等が認められているという結果でございます。また、その 30 ページの下から、(3) から (6) まで急性遅発性神経毒性試験の結果の記載がございまして、ニワトリ及びラットで急性遅発性神経毒性は認められていないという結果でございました。

33 ページから亜急性毒性試験の関係、それから、慢性毒性試験の関係が 37 ページからでございます。先ほど三森委員からも御説明いただきましたけれども、本剤投与による影響は主に脳及び赤血球コリンエステラーゼ活性阻害ということでございました。37 ページの (1) 2 年間慢性毒性試験、ラットの試験、それから、次の 38 ページの 2 年間慢性毒性／発がん性併合試験、ラットの試験、この総合評価としまして 39 ページにいただいて、ちょうど表 35 と真ん中にございますが、その下に総合評価の記載をさせていただいてございます。こちらが ADI の設定根拠になってございまして、無毒性量は雄で 29 mg/kg 体重／日とされてございます。ラットでは発がん性は認められてございせんけれども、後の 41 ページからのマウスの 18 か月間発がん性試験では、41 ページをごらんいただきますと、肝細胞腺腫の発生頻度増加が認められているという結果でござい

ました。

それから、44 ページから生殖発生毒性試験の結果でございまして、（１）２世代繁殖試験（ラット）、また、次のページになりますが、（２）３世代繁殖試験（ラット）の結果、次の（３）発生毒性試験（ラット）、それから、（５）発生毒性試験（ウサギ）の結果からごらんいただくと、繁殖能への影響や催奇形性は認められていないという結果でございます。また、47 ページに（６）として発達神経毒性試験（ラット）の結果がございまして、発達神経毒性は認められていないという結果でございました。

同じ 47 ページの 13 として遺伝毒性試験の記載がございまして、一番最後の行になりますが、マラチオンには生体において問題となる遺伝毒性はないとされてございます。

それから、50 ページにいただきまして（４）ヒトの試験の関係でございまして、ヒトにおける投与試験①、この試験が急性参照用量の設定根拠になった試験でございます。

Ⅲ、食品健康影響評価は 52 ページから 53 ページ、54 ページにかけてでございまして、先ほど三森委員から ADI の設定根拠などにつきまして、詳しく御説明いただいたところでございます。それから、結論及び暴露評価対象物質につきましては、三森委員から御説明いただいたとおりでございます。

長くなりましたが、以上 4 件に関しましては、よろしければあすから 3 月 26 日までの 30 日間、意見・情報の募集を行いたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。村田委員。

○村田委員 今の最後のマラチオンなのですけれども、ふだんは余り書いていない急性参照用量というか、ARfD というのが書いてありましたけれども、これは大事なものだと思いますので、もう少し詳しく何か説明していただけますでしょうか。

○磯部評価第一課長 急性参照用量は、食品や飲料水を介して特定の農薬など化学物質のヒトへの急性影響を考慮するために設定されているものでございます。ARfD とも申し上げますが、急性参照用量はヒトの 24 時間またはそれより短時間の経口摂取によりまして、健康に悪影響を示さないと推定される 1 日当たりの摂取量であらわされるものでございます。

○村田委員 ありがとうございます。

もう 1 点よろしいでしょうか。形式的な話なのですけれども、キザロホップエチルの評価書で、これは第 2 版ということでそれは分かったのですけれども、第二部のところの最初のところというのでしょうか、1 ページ目に「キザロホップ P テフリル（第 2 版）」と書いてあるのですけれども、このもの自体は多分、初めてだと思うのです。ここも第 2 版と書くのでよろしいのでしょうか。

○磯部評価第一課長 これは書き方の問題なのですからけれども、いろいろ混在していますと分かりにくいので、ここでは資料３－１とあって１枚目をめくっていただくと、キザロホップエチル及びキザロホップＰテフリルで第２版と記載もしてございますので、確かに書き方はいろいろあると思います。これも第１版と書く手もあると思うのですけれども、こういう書き方でまとめさせていただいていると御理解いただければ、確かにおっしゃっているキザロホップＰテフリルの部分については、全部、書き起こしてあるのは事実でございます。書き方としてはこういうふうにさせていただいたということで御理解いただければと思います。

○熊谷委員長 ほかに御質問・御意見はありますか。

それでは、本件につきましては意見・情報の募集手続に入ることとして、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書（案）への反映を農薬専門調査会に依頼することとしたいと思います。

（４）食品安全関係情報（１月２５日～２月６日収集分）について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全関係情報（１月２５日～２月６日収集分）について」です。

事務局から報告してください。

○植木情報・勧告広報課長 御報告いたします。

食品安全関係情報（１月２５日～２月６日収集分）でございまして、資料４－１でございます。こちらの左の欄にハザード別、上の横の欄に機関別の取りまとめがございますけれども、微生物・プリオン・自然毒の欄にウイルスとございまして、その国際機関が１２とございます。これはほとんどが鳥インフルエンザ関係でございまして、その中でもWHOが感染情報の更新を頻繁に行っておりまして、それが大半を占めてございます。

次に、おめくりいただきまして裏面でございますけれども、これらの中での主なものの御紹介でございます。

化学物質でございますけれども、EFSA、フード及びフードチェーンにおける新興の化学的リスクを特定するための系統的手順に関する技術的報告書の公表でございますけれども、これは化学物質の毒性評価のためにいろんな各種のソフトウェアを使って、検討していくということでございますけれども、この報告書には具体的な物質を用いた実験等を行って検討する必要があるとございまして、これが実際に活用されるまでには、まだまだ幾つか越えなければいけないステップがあるのかなというふうに考えているところでございます。

それから、微生物・プリオン関係でございますけれども、２ポツ目、３ポツ目、４ポツ目が鳥インフルエンザ関係でございまして、これにつきましては後ほど内容を御説明したいと思っております。

それから、新食品等でございますけれども、最初のポツでイギリスの DEFRA で、遺伝子組換え作物関連イベントで大臣がスピーチを行ったということでございますけれども、遺伝子組換え作物の有用性について、DEFRA の大臣あるいはその幹部の方が結構頻繁にスピーチを行ってございまして、逆に言えば、なかなか、遺伝子組換え作物の有用性とか、あるいは一般の方への受容というものが、余り進んでいないという状況を反映しているのかなと考えているところでございます。

それから、次の DEFRA のロザムステッド研究所が遺伝子組換えアマナズナの試験栽培認可とございますけれども、これは EPA、DHA を生産するような、そういう組換え植物の試験栽培でございます。

それから、その他でございますけれども、一番最初のポツ、FSANZ、日本産食品の安全性に関する消費者向け情報を公表（日本産食品の放射線量検査の停止を決定）、これは今まで 1,400 件の検査を行ったけれども、国際的な基準よりも十分に低い値であったということを書いてございます。

それから、一番下でございますけれども、EFSA、規制対象製品のリスク評価過程における追加または補足知見の提出のための目安となる期限についてのレポートでございまして、これは申請者から評価の要請があつて、評価を行っているときに追加のデータとか、そういうものを求める場合にタイムクロックをとめるということでございまして、どういうときに時計をとめるのか、あるいはどれくらいとめるのかということは、それぞれの分野ごとの法令で決まっているというようなことが書かれてございます。

次でございます。資料 4-2 でございます。今回は ECDC の鳥インフルエンザ A(H7N9) の緊急リスク評価書の更新について御紹介いたします。

本文でございますけれども、ECDC は 1 月 28 日、中国での鳥インフルエンザ A(H7N9) の患者急増を受けて、緊急リスク評価書の 3 度目の更新を行ってございます。これは昨年 4 月 3 日に最初のものが公表されてございます。

それから、5 行目に「これ以降」とございますけれども、これ以降、2014 年 1 月 27 日までに感染が確認された患者数は 251 名である、中国、香港及び台湾から報告されているということでございます。そして、その行の最後の方で 251 名のうち、56 名が死亡でございます。次の行の最後の方で、10~19 歳が最も感染者が少ない、性別の判明している患者の男女の割合は男性が 67% と多くなつてございます。暴露情報が得られた患者 82 名のうち、77% が生きた動物に暴露していたということでございます。

それから、次の次のパラグラフで「報告された患者集団内において」とございますけれども、ヒトからヒトへの偶発的な感染があつたことは除外できないけれども、否定できないけれども、ヒトからヒトへの持続的な感染があつたという証拠はないということで、ここのスタンスは従来と同じでございます。

それから、下から 4 行目でございますけれども、これまで加熱調理された鶏肉及び加熱調理された卵を摂取したことによって、ヒトが鳥インフルエンザに感染したという疫学的証拠はないということでございます。

戻りまして、下から三つ目のパラグラフ、報告された患者集団内においてから始まるパラグラフ

の2行目ですが、今、起こっている可能性が高いことは、中国南東部の家禽類において人獣共通感染症の鳥インフルエンザが蔓延しているということ、そして、疾病の深刻度及びウイルスの遺伝子特性、これは変異しやすいことだと思いますが、遺伝子特性からヒトで大流行する可能性があるということでございまして、ヒトへの脅威になり得るということでございます。家禽類でのこのウイルスの持続性は、長期間にわたって深刻な脅威となることを示しているということでございまして、そのためにいずれの事態に対しても備えるべきということで、その下の段ではいろいろとワクチン開発が行われているということが記載されてございます。

以上が概要でございまして、関連情報としましてはWHOの方でもリスク評価書を1月21日に更新してございます。それから、食品安全委員会の方でも鳥インフルエンザについてホームページで掲載しているところでございます。

それから、引き続きまして関連情報でございすけれども、一番最後には農水省動物検疫所で畜産物の輸出入に関しまして、原則として鳥インフルエンザ発生国（地域）からの家禽類由来の肉製品等の輸入はできないということになってございます。

それから、先週でございすけれども、ここには書いてございせんが、先週2月18日、政府で新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議が開催されまして、食品安全委員会からは姫田局長が出席をいたしまして、ECDCのレポートにつきましても御紹介いただいたところでございます。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

(5) その他

○熊谷委員長 それでは、ほかに議事はありますか。

○山本総務課長 ございません。

○熊谷委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了しました。

次回の委員会会合につきましては、来週3月3日、月曜日、14時から開催を予定しております。また、あす25日、火曜日、15時から「肥料・飼料等、微生物・ウイルス合同専門調査会薬剤耐性菌に関するワーキンググループ」が公開で、27日、木曜日、10時から「プリオン専門調査会」が公開で、14時から「農薬専門調査会評価第一部会」が非公開で、28日、金曜日、14時から「農薬専門調査会評価第二部会」が非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、「第504回食品安全委員会会合」を閉会いたします。

どうもありがとうございました。